

る改善計画書や実績報告書に、不正請求の場合は支払額の返還や指定取消がありうる旨を追記するよう求めた。

小濱介護経営事務所の小濱道博氏は「不正や事件があると実地指導・監査は厳しくなる。今回の改正で自治体の裁量による抜き打ち指導が可能になった影響は大きく、介護事業所はいつ実地指導があっても対応できるように、日常的にコンプライアンスの確保に努めることが重要だ」と助言する。

介護事業所のうち、1年間で実地指導を受ける割合は全体で16.6% (41ページの表2)。おおむね指定更新の6年に1回という計算だ。ただし実施率はサービス種別ごとに異なり、介護福祉老人施設 (特別養護老人ホーム) では35.2% などおおむね3年に1回は対象になる。

介護事業のコンサルティングを手がける (株) ウェルビー (東京都渋谷区) 代表取締役の青木正人は「数年に1回の実地指導の時に慌てて対策するよりも、日ごろからミスのない運営ができるように継続的な業務改善に取り組むことが望ましい」と指摘する。

その上で役立つのが過去の指導・検査の傾向。東京都で実地指導・監査を行う東京都福祉保健局指導監査部は、毎年「指導検査報告書」を発行している。サービスごとの指摘事項を中心に、介護事業所が実地指導の傾向を把握して業務改善の資料として活用できるようにまとめたものだ。

以下では行政処分に至るケースが多い訪問介護、通所介護、居宅介護支援について見ていこう。

訪問介護

訪問介護計画の不備が最多 高齢者住宅の併設型で不正も

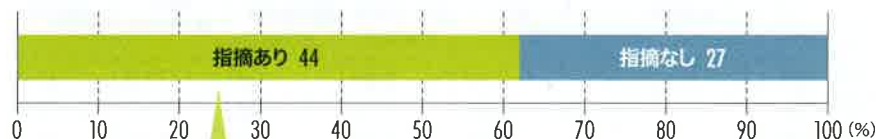
都内の訪問介護事業所は2014年度に71カ所が実地指導を受けた。そのうち文書指摘を受けたのは62%の44カ所。「ケアプランに沿った訪問介護計画を作成していない」という指摘が最も多く、44事業所中の7割近い30事業所に上った (図2)。次いで「秘密保持の不備」「勤務記録の不備」「管理者を配置していない」「サービス提供記録の不備」などが指摘の代表例だ。

訪問介護計画はサービス提供責任者でなければ作成できず、訪問介護員や管理者が作成した場合は介護報酬の返還指導につながる。2015年9月に愛知県の訪問介護事業所が指定取消を受けたケースでは、2013年7月の指定申請時に訪問介護しか行わない職員をサービス提供責任者と偽って届け出て、実際の訪問介護計画は管理者が作成していた。そのため約9400万円と多額の返還を請求されている。

近年、急増する高齢者住宅併設型の事業所が行政処分を受けるケースもある。2014年11月に指定取消を受けた京都市伏見区の訪問介護事業所は、実際は住宅型有料老人ホームに併設していたが、指定申請時や変更時に別の所在地を届け出て、同一建物減算を回避。また複数の利用者の買い物代行を1回で済ませて個別に請求していた。

さらに同一法人の居宅介護支援事業所も訪問介護事業所への利用者の紹介率が100%だったにもかかわらず、特定事業所集中減算を適用せず満額の

図2◎東京都の実地指導における文書指摘の具体例 (訪問介護、2014年度)



適切な訪問介護計画の作成…30事業所 (68.1%)

- 居宅サービス計画に位置づけのあるサービスを訪問介護計画に位置づけていない

秘密保持のための措置…18事業所 (40.9%)

- 訪問介護員に対し、業務上知り得た利用者および家族の情報を在職中および退職後も漏らすことがないように秘密保持の誓約書等を雇用時に取り決めるなどの必要な措置を講じていない
- 利用者の個人情報を用いる際に、事前に文書で利用者へ同意を得ていない
- 利用者家族の個人情報を用いる際に、事前に文書で家族へ同意を得ていない

勤務体制の確保…14事業所 (31.8%)

- 訪問介護員等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を月ごとの勤務表などにより明確にしていない

管理者の配置…8事業所 (18.2%)

- 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していない

サービス提供の記録…6事業所 (13.6%)

- 提供したサービスの具体的な内容等を記録していない

訪問介護費の算定…6事業所 (13.6%)

- 訪問介護費の算定に当たっては、現に要した時間ではなく訪問介護計画に位置づけられたサービスを行うのに要する標準的な時間で算定すること

その他…24事業所 (延べ)

- 管理者やサービス提供責任者が変更されているが、変更届が提出されていない
- 介護報酬の算定等について誤りがある (初回加算の要件を満たしていない等) など

※東京都福祉保健局「2014年度指導検査報告書」を基に編集部作成。図3、図4も同様